

令和7（2025）年度の保育料及び給食費について

令和7（2025）年4月から8月分までの保育料及び給食費は令和6（2024）年度（令和5（2023）年分収入）の市民税、令和7（2025）年9月から令和8（2026）年3月分までの保育料及び給食費は令和7（2025）年度（令和6（2024）年分収入）の市民税の課税状況によって決定されます。

市民税所得割額は、住宅借入金特別控除、寄附金税額控除（ふるさと納税）等の税額控除適用前の金額で算定します。

[0歳児から2歳児クラスまでの方]

※給食費は保育料に含まれます。

子ども	金額
第1子	表1の額
第2子以降	0円

（表1）

（単位：円）

定義（階層）		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	市民税所得割額 77,101円 未満	0	0
D01	市民税所得割額 97,000円 未満	15,000	13,000
D02	市民税所得割額 169,000円 未満	22,000	20,000
D03	市民税所得割額 301,000円 未満	31,000	29,000
D04	市民税所得割額 301,000円 以上	40,000	38,000

[3歳以上児クラスの方]

保育料、給食費は共に0円です。（変更となる場合があります。）

ただし、三好文化こども園については別紙を参照してください。

[その他事項]

- 里親(児童福祉法第6条の4に規定する里親)に委託された児童に係る保育料・給食費は無料となります。
- 市民税所得割額とは、父母の合計額をいいます。
- 父母ともに市民税非課税で、同居する祖父母等に市民税が課税されている場合は、同居祖父母等で最も市民税課税額の大きい方が保育料・給食費の算定対象者となります。
- 多子の計算においては年齢の制限はありません。ただし、保護者等が養育し、または監護し、生計を一にしている子に限ります。
- 三好文化こども園は、入園料等別途上乗せ徴収がかかります。別紙料金表をご確認ください。